

令和5年12月20日（水曜）

議 事 日 程 第7号

令和5年12月20日（水曜）午前10時開議

- |      |        |                                                                  |
|------|--------|------------------------------------------------------------------|
| 第 1  | 議第243号 | 令和5年度熊本市一般会計補正予算                                                 |
| 第 2  | 議第244号 | 同 国民健康保険会計補正予算                                                   |
| 第 3  | 議第245号 | 同 介護保険会計補正予算                                                     |
| 第 4  | 議第246号 | 同 後期高齢者医療会計補正予算                                                  |
| 第 5  | 議第247号 | 同 農業集落排水事業会計補正予算                                                 |
| 第 6  | 議第248号 | 同 競輪事業会計補正予算                                                     |
| 第 7  | 議第249号 | 同 植木中央土地区画整理事業会計補正<br>予算                                         |
| 第 8  | 議第250号 | 同 奨学金貸付事業会計補正予算                                                  |
| 第 9  | 議第251号 | 同 病院事業会計補正予算                                                     |
| 第 10 | 議第252号 | 同 水道事業会計補正予算                                                     |
| 第 11 | 議第253号 | 同 下水道事業会計補正予算                                                    |
| 第 12 | 議第254号 | 同 交通事業会計補正予算                                                     |
| 第 13 | 議第261号 | アナログ規制を見直すための関係条例の整備に関する<br>条例の制定について                            |
| 第 14 | 議第262号 | 熊本市消防事務に関する手数料条例の一部改正につい<br>て                                    |
| 第 15 | 議第263号 | 熊本市手数料条例の一部改正について                                                |
| 第 16 | 議第264号 | 熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正に<br>ついて                                  |
| 第 17 | 議第266号 | 熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例及び熊本<br>市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の<br>一部改正について |
| 第 18 | 議第267号 | 熊本市国民健康保険条例の一部改正について                                             |
| 第 19 | 議第268号 | 熊本市老人福祉センター条例の一部改正について                                           |
| 第 20 | 議第269号 | 熊本市高齢者生きがい作業所条例の一部改正について                                         |
| 第 21 | 議第270号 | 熊本市旅館業法施行条例の一部改正について                                             |
| 第 22 | 議第271号 | 熊本市自転車競走条例の一部改正について                                              |
| 第 23 | 議第272号 | 熊本市道路占用料徴収条例の一部改正について                                            |
| 第 24 | 議第273号 | 熊本市都市公園条例の一部改正について                                               |
| 第 25 | 議第274号 | 市道の認定について                                                        |
| 第 26 | 議第275号 | 同                                                                |
| 第 27 | 議第276号 | 同                                                                |

|      |        |                        |
|------|--------|------------------------|
| 第 28 | 議第277号 | 同                      |
| 第 29 | 議第278号 | 同                      |
| 第 30 | 議第279号 | 同                      |
| 第 31 | 議第280号 | 同                      |
| 第 32 | 議第281号 | 同                      |
| 第 33 | 議第282号 | 同                      |
| 第 34 | 議第283号 | 同                      |
| 第 35 | 議第284号 | 同                      |
| 第 36 | 議第285号 | 同                      |
| 第 37 | 議第286号 | 同                      |
| 第 38 | 議第287号 | 同                      |
| 第 39 | 議第288号 | 同                      |
| 第 40 | 議第289号 | 同                      |
| 第 41 | 議第290号 | 同                      |
| 第 42 | 議第291号 | 市道の廃止について              |
| 第 43 | 議第292号 | 同                      |
| 第 44 | 議第293号 | 当せん金付証票の発売について         |
| 第 45 | 議第294号 | 訴えの提起について              |
| 第 46 | 議第295号 | 調停の成立について              |
| 第 47 | 議第296号 | 公の施設の他の団体の利用に関する協定について |
| 第 48 | 議第297号 | 指定管理者の指定について           |
| 第 49 | 議第298号 | 同                      |
| 第 50 | 議第299号 | 同                      |
| 第 51 | 議第300号 | 同                      |
| 第 52 | 議第301号 | 同                      |
| 第 53 | 議第302号 | 同                      |
| 第 54 | 議第303号 | 同                      |
| 第 55 | 議第304号 | 同                      |
| 第 56 | 議第305号 | 同                      |
| 第 57 | 議第306号 | 同                      |
| 第 58 | 議第307号 | 同                      |
| 第 59 | 議第308号 | 同                      |
| 第 60 | 議第309号 | 同                      |
| 第 61 | 議第310号 | 同                      |
| 第 62 | 議第311号 | 同                      |
| 第 63 | 議第312号 | 同                      |
| 第 64 | 議第313号 | 同                      |

|         |            |   |
|---------|------------|---|
| 第 6 5   | 議第 3 1 4 号 | 同 |
| 第 6 6   | 議第 3 1 5 号 | 同 |
| 第 6 7   | 議第 3 1 6 号 | 同 |
| 第 6 8   | 議第 3 1 7 号 | 同 |
| 第 6 9   | 議第 3 1 8 号 | 同 |
| 第 7 0   | 議第 3 1 9 号 | 同 |
| 第 7 1   | 議第 3 2 0 号 | 同 |
| 第 7 2   | 議第 3 2 1 号 | 同 |
| 第 7 3   | 議第 3 2 2 号 | 同 |
| 第 7 4   | 議第 3 2 3 号 | 同 |
| 第 7 5   | 議第 3 2 4 号 | 同 |
| 第 7 6   | 議第 3 2 5 号 | 同 |
| 第 7 7   | 議第 3 2 6 号 | 同 |
| 第 7 8   | 議第 3 2 7 号 | 同 |
| 第 7 9   | 議第 3 2 8 号 | 同 |
| 第 8 0   | 議第 3 2 9 号 | 同 |
| 第 8 1   | 議第 3 3 0 号 | 同 |
| 第 8 2   | 議第 3 3 1 号 | 同 |
| 第 8 3   | 議第 3 3 2 号 | 同 |
| 第 8 4   | 議第 3 3 3 号 | 同 |
| 第 8 5   | 議第 3 3 4 号 | 同 |
| 第 8 6   | 議第 3 3 5 号 | 同 |
| 第 8 7   | 議第 3 3 6 号 | 同 |
| 第 8 8   | 議第 3 3 7 号 | 同 |
| 第 8 9   | 議第 3 3 8 号 | 同 |
| 第 9 0   | 議第 3 3 9 号 | 同 |
| 第 9 1   | 議第 3 4 0 号 | 同 |
| 第 9 2   | 議第 3 4 1 号 | 同 |
| 第 9 3   | 議第 3 4 2 号 | 同 |
| 第 9 4   | 議第 3 4 3 号 | 同 |
| 第 9 5   | 議第 3 4 4 号 | 同 |
| 第 9 6   | 議第 3 4 5 号 | 同 |
| 第 9 7   | 議第 3 4 6 号 | 同 |
| 第 9 8   | 議第 3 4 7 号 | 同 |
| 第 9 9   | 議第 3 4 8 号 | 同 |
| 第 1 0 0 | 議第 3 4 9 号 | 同 |
| 第 1 0 1 | 議第 3 5 0 号 | 同 |

|      |        |   |
|------|--------|---|
| 第102 | 議第351号 | 同 |
| 第103 | 議第352号 | 同 |
| 第104 | 議第353号 | 同 |
| 第105 | 議第354号 | 同 |
| 第106 | 議第355号 | 同 |
| 第107 | 議第356号 | 同 |
| 第108 | 議第357号 | 同 |
| 第109 | 議第358号 | 同 |
| 第110 | 議第359号 | 同 |
| 第111 | 議第360号 | 同 |
| 第112 | 議第361号 | 同 |
| 第113 | 議第362号 | 同 |
| 第114 | 議第363号 | 同 |
| 第115 | 議第364号 | 同 |
| 第116 | 議第365号 | 同 |
| 第117 | 議第366号 | 同 |
| 第118 | 議第367号 | 同 |
| 第119 | 議第368号 | 同 |
| 第120 | 議第369号 | 同 |
| 第121 | 議第370号 | 同 |
| 第122 | 議第371号 | 同 |
| 第123 | 議第372号 | 同 |
| 第124 | 議第373号 | 同 |
| 第125 | 議第374号 | 同 |
| 第126 | 議第375号 | 同 |
| 第127 | 議第376号 | 同 |
| 第128 | 議第377号 | 同 |
| 第129 | 議第378号 | 同 |
| 第130 | 議第379号 | 同 |
| 第131 | 議第380号 | 同 |
| 第132 | 議第381号 | 同 |
| 第133 | 議第382号 | 同 |
| 第134 | 議第383号 | 同 |
| 第135 | 議第384号 | 同 |
| 第136 | 議第385号 | 同 |
| 第137 | 議第386号 | 同 |
| 第138 | 議第387号 | 同 |

|      |        |   |
|------|--------|---|
| 第139 | 議第388号 | 同 |
| 第140 | 議第389号 | 同 |
| 第141 | 議第390号 | 同 |
| 第142 | 議第391号 | 同 |
| 第143 | 議第392号 | 同 |
| 第144 | 議第393号 | 同 |
| 第145 | 議第394号 | 同 |
| 第146 | 議第395号 | 同 |
| 第147 | 議第396号 | 同 |
| 第148 | 議第397号 | 同 |
| 第149 | 議第398号 | 同 |
| 第150 | 議第399号 | 同 |
| 第151 | 議第400号 | 同 |
| 第152 | 議第401号 | 同 |
| 第153 | 議第402号 | 同 |
| 第154 | 議第403号 | 同 |
| 第155 | 議第404号 | 同 |
| 第156 | 議第405号 | 同 |
| 第157 | 議第406号 | 同 |
| 第158 | 議第407号 | 同 |
| 第159 | 議第408号 | 同 |
| 第160 | 議第409号 | 同 |
| 第161 | 議第410号 | 同 |
| 第162 | 議第411号 | 同 |
| 第163 | 議第412号 | 同 |
| 第164 | 議第413号 | 同 |
| 第165 | 議第414号 | 同 |
| 第166 | 議第415号 | 同 |
| 第167 | 議第416号 | 同 |
| 第168 | 議第417号 | 同 |
| 第169 | 議第418号 | 同 |
| 第170 | 議第419号 | 同 |
| 第171 | 議第420号 | 同 |
| 第172 | 議第421号 | 同 |
| 第173 | 議第422号 | 同 |
| 第174 | 議第423号 | 同 |
| 第175 | 議第424号 | 同 |

|      |        |                                               |
|------|--------|-----------------------------------------------|
| 第176 | 議第425号 | 同                                             |
| 第177 | 議第426号 | 同                                             |
| 第178 | 議第427号 | 同                                             |
| 第179 | 議第428号 | 同                                             |
| 第180 | 議第429号 | 同                                             |
| 第181 | 議第430号 | 同                                             |
| 第182 | 議第431号 | 同                                             |
| 第183 | 議第432号 | 同                                             |
| 第184 | 議第433号 | 同                                             |
| 第185 | 議第434号 | 同                                             |
| 第186 | 議第435号 | 同                                             |
| 第187 | 議第436号 | 同                                             |
| 第188 | 議第437号 | 同                                             |
| 第189 | 議第438号 | 同                                             |
| 第190 | 議第439号 | 同                                             |
| 第191 | 議第440号 | 同                                             |
| 第192 | 議第441号 | 同                                             |
| 第193 | 議第442号 | 同                                             |
| 第194 | 議第443号 | 特定事業契約締結について                                  |
| 第195 | 議第444号 | 工事請負契約締結について                                  |
| 第196 | 請願第2号  | パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める請願             |
| 第197 | 諮第8号   | 人権擁護委員候補者の推薦について                              |
| 第198 | 諮第9号   | 同                                             |
| 第199 | 諮第10号  | 同                                             |
| 第200 | 諮第11号  | 同                                             |
| 第201 | 諮第12号  | 同                                             |
| 第202 | 諮第13号  | 同                                             |
| 第203 | 諮第14号  | 同                                             |
| 第204 | 諮第15号  | 同                                             |
| 第205 | 諮第16号  | 同                                             |
| 第206 | 発議第22号 | 認知症との共生社会の実現を求める意見書について                       |
| 第207 | 発議第23号 | 医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書について              |
| 第208 | 発議第24号 | 地方議会議員の人材確保の観点を踏まえた社会保障制度確立に向けた法整備を求める意見書について |
| 第209 | 発議第25号 | 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性                      |

|      |        |                                         |
|------|--------|-----------------------------------------|
|      |        | に関する国民の理解の増進に関する法律」の健全な運用を求める意見書について    |
| 第210 | 発議第26号 | 長時間労働是正や処遇改善など、教職員の労働環境改善・充実を求める意見書について |
| 第211 | 発議第27号 | パレスチナ情勢に関する意見書について                      |
| 第212 | 議員派遣の件 |                                         |

午前10時00分 開議

○田中敦朗議長 ただいまより本日の会議を開きます。

○田中敦朗議長 日程に入るに先立ちまして御報告いたします。  
新たに提出された請願は、厚生委員会に付託いたしました。

令和5年  
第4回定例会 委員会付託議案一覧表

厚生委員会

請願第2号 パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める請願

○田中敦朗議長 以上、御報告いたします。

○田中敦朗議長 日程第1ないし日程第196を一括議題といたします。

順次関係委員長の報告を求めます。

予算決算委員長の報告を求めます。紫垣正仁議員。

〔予算決算委員長 紫垣正仁議員 登壇〕

○紫垣正仁議員 予算決算委員会に付託を受けました各号議案についての審査の経過並びに結果について、簡潔に御報告いたします。

審査の経過といたしましては、まず、12月12日に各分科会を開催し、詳細審査を行い、12月18日、締めくり質疑を行いました。

その内容といたしましては、議第243号「令和5年度熊本市一般会計補正予算」におきましては、住民税非課税世帯への給付金について、西消防署移転事業について、議第263号「熊本市手数料条例の一部改正について」は、公平な市民サービスの提供について、以上の事項について意見要望が述べられました。

かくして採決いたしました結果、議第244号ないし議第254号、議第262号、議第271号ないし議第273号、以上15件については、いずれも全員異議なく可決、議第243号、議第263号、議第267号、以上3件については、いずれも賛成多数により可決すべきも

のと決定いたしました。

これもちまして、予算決算委員長の報告を終わります。

○田中敦朗議長 予算決算委員長の報告は終わりました。

総務委員長の報告を求めます。小佐井賀瑞宜議員。

〔総務委員長 小佐井賀瑞宜議員 登壇〕

○小佐井賀瑞宜議員 総務委員会に付託を受けました各号議案についての審査の経過並びに結果について簡潔に御報告いたします。

議第444号「工事請負契約締結について」は、委員より、改修工事に伴う施設の休館について事前に利用者等に対し丁寧な説明、周知に努めてもらいたい。

旨、意見要望が述べられました。

かくして採決いたしました結果、議第261号、議第293号、議第297号、議第444号、以上4件については、いずれも全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

これもちまして、総務委員長の報告を終わります。

○田中敦朗議長 総務委員長の報告は終わりました。

教育市民委員長の報告を求めます。田島幸治議員。

〔教育市民委員長 田島幸治議員 登壇〕

○田島幸治議員 教育市民委員会に付託を受けました各号議案についての審査の経過並びに結果について簡潔に御報告いたします。

まず、議第266号「熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例及び熊本市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正について」、今回の副校長ポスト等の新設も含め、多忙を理由に職員間のコミュニケーションが阻害されることのないような職場環境の整備に努めてもらいたい。

旨、意見要望が述べられました。

次に、議第296号「公の施設の他の団体の利用に関する協定について」は、種々論議があり、

1つ、東区管内には図書館がないことから、東区の近隣自治体に対し図書館の相互利用に向けた協議を継続していくとともに、東区管内の図書館設置についても検討してもらいたい。

1つ、まだ決定が締結できていない圏域自治体に対し、図書館の相互利用による実績や効果をPRするとともに、圏域全ての自治体との相互利用が可能となるよう、鋭意取り組んでももらいたい。

旨、意見要望が述べられました。

かくして採決いたしました結果、議第264号、議第266号、議第295号、議第296号、議第298号ないし議第300号、以上7件については、いずれも全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

これもちまして、教育市民委員長の報告を終わります。

○田中敦朗議長 教育市民委員長の報告は終わりました。



厚生委員長の報告を求めます。吉村健治議員。

〔厚生委員長 吉村健治議員 登壇〕

○吉村健治議員 厚生委員会に付託を受けました各号議案についての審査の経過並びに結果について簡潔に御報告いたします。

まず、議第268号「熊本市老人福祉センター条例の一部改正について」、種々論議があり、施設の廃止について、

1つ、今回廃止までの説明期間があまりにも短く、拙速な進め方であったと指摘したい。

1つ、本案の議論を契機に、全庁的に公共施設の用途廃止等に伴う方針が策定されたことは評価をしたい。

1つ、第3回定例会での報告以降、老人福祉センターの見直しにおける進捗や経過報告についての詳細な説明がないまま今定例会に上程されたことは、大変遺憾であり、議会軽視ひいては市民軽視と言わざるを得ない。ついては、今回の事案を重く受け止め、対象地域を含め地域住民等の信頼回復に向けた丁寧な対応を徹底してもらいたい。

1つ、施設の用途廃止に当たっては、指定管理履行期間の最終年度に適切に判断ができるよう、計画的に取り組んでももらいたい。

1つ、施設の廃止により高齢者の活動の場や交流の機会が減ることがないように、他の関連部署とも連携しながら、高齢者の方々の生きがいがいづくり対策について鋭意取り組んでももらいたい。

1つ、老人福祉センターについては、多世代交流施設への見直しが予定されているが、施設の具体的な在り方について早期に制度設計を行い、十分に議論ができる場を設けてもらいたい。

また、施設の廃止ありきではなく、長寿命化に向けた積極的な予算措置を求めたい。旨、意見要望が述べられました。

次に、議第269号「熊本市高齢者生きがい作業所条例の一部改正について」、施設廃止により、高齢者の活躍の機会喪失が懸念されるので、高齢者が生きがいを持って活動できる場の存続を検討してもらいたい。

旨、意見要望が述べられました。

かくして採決いたしました結果、議第270号、議第302号、議第305号ないし議第434号、以上132件については、いずれも全員異議なく可決、議第268号、議第269号、議第301号、議第303号、議第304号、以上5件については、いずれも賛成多数により可決、請願第2号については、賛成少数により不採択とすべきものと決定いたしました。

なお、議第268号については、採決の後、荒川慎太郎委員より附帯決議案が提出され、その内容として、当該4施設については、高齢者の健康増進と生きがい対策等の拠点施設として長年市民に利用されているが、施設の老朽化に伴う耐震性能不足等により施設の廃止もやむを得ない面があることは理解するものの、今回の市の対応は唐突感が否めず、施設廃止までの説明期間があまりにも短く拙速な進め方であったと指

摘せざるを得ない。

今回の件を踏まえ、全庁的に公共施設の用途廃止及びその他事業の廃止等に伴う標準的な事務手続のルールが策定されたことについては、一定の評価をするものであり、今後、公共施設の廃止など住民サービスに直結する重要案件については、適宜議会への報告を行うとともに、今回の廃止地域においては引き続き地域住民や利用者の理解が得られるよう丁寧な説明を行い、地域活性化のための行政からの支援策について検討を要望する。

以上のとおりであり、附帯決議案については採決いたしました結果、賛成多数により附帯決議を付すことに決定いたしました。

これをもちまして、厚生委員長の報告を終わります。

○田中敦朗議長 厚生委員長の報告は終わりました。

環境水道委員長の報告を求めます。三森至加議員。

〔環境水道委員長 三森至加議員 登壇〕

○三森至加議員 環境水道委員会に付託を受けました各号議案についての審査の経過並びに結果について簡潔に御報告いたします。

本委員会に付託を受けました議第435号ないし議第437号、以上3件につきましては、執行部の説明を聴取した後、内容の確認を行い、採決いたしました結果、いずれも全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、環境水道委員長の報告を終わります。

○田中敦朗議長 環境水道委員長の報告は終わりました。

経済委員長の報告を求めます。日隈忍議員。

〔経済委員長 日隈忍議員 登壇〕

○日隈忍議員 経済委員会に付託を受けました各号議案についての審査の経過並びに結果について御報告いたします。

本委員会に付託を受けました議第438号ないし議第440号、以上3件につきましては、執行部の説明を聴取した後、内容の確認を行い、採決いたしました結果、いずれも全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、経済委員長の報告を終わります。

○田中敦朗議長 経済委員長の報告は終わりました。

都市整備委員長の報告を求めます。平江透議員。

〔都市整備委員長 平江透議員 登壇〕

○平江透議員 都市整備委員会に付託を受けました各号議案についての審査の経過並びに結果について簡潔に御報告いたします。

まず、議第441号、議第442号「指定管理者の指定について」は、指定管理者の固定化が見受けられるので、競争性が担保されるよう他都市の取組を研究してもらいたい。旨、意見要望が述べられました。

次に、議第443号「特定事業契約締結について」は、種々論議があり、

1つ、事業者の選定においては、価格競争性が働くよう競争入札への複数参加につながるような取組を求めたい。

1つ、今回の建て替えについては、事業手法としてB T方式が採用されているが、市営住宅に係る指定管理者の固定化を防ぐため、今後は維持管理、運営についても民間に委ねるB T O方式などの導入についても検討してもらいたい。

また、工期が8年と長期に及び、社会情勢に変化が起きる可能性もあることから、契約に当たっては、契約変更を含め柔軟な対応ができるよう配慮してもらいたい。

1つ、余剰地の利活用に当たっては、本市が目指すまちの姿が実現できるよう、事業者に対して継続的なモニタリングを求めたい。

旨、意見要望が述べられました。

このほか委員より、今後の市営住宅の建て替え等に当たり、

1つ、バリアフリー化など市民のニーズに応じた整備計画となるよう検討してもらいたい。

1つ、管理運営についても民間に任せることで、市の管理する物件を減らしていけるような方法についても検討してもらいたい。

旨、意見要望が述べられました。

かくして採決しました結果、議第274号ないし議第292号、議第294号、以上20件につきましては、いずれも全員異議なく可決、議第441号ないし議第443号、以上3件につきましては、いずれも賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。

これをもって、都市整備委員長の報告を終わります。

○田中敦朗議長 都市整備委員長の報告は終わりました。

以上で関係委員長の報告は終わりました。

これより、予算決算委員会を除く各常任委員会の審査議案に関し、質疑を行います。

上野美恵子議員より、経済委員会の審査議案に関し、質疑の通告が提出されておりますので、発言を許します。上野美恵子議員。

〔47番 上野美恵子議員 登壇〕

○上野美恵子議員 日本共産党熊本市議団の上野美恵子でございます。

経済委員長報告に関連して、議第438号、熊本城ホール、辛島公園地下駐車場、辛島公園地下自転車駐車場、辛島公園地下通路、くまもと街なか広場、辛島公園、花畑公園の指定管理者指定について質疑いたします。

提案は、各施設を株式会社コンベンションリンケージが代表企業となった熊本城ホール運営共同事業体が一括管理するものです。まず、各施設のデータについてお尋ねいたします。

1、2022年度における熊本城ホールのホール別と会議室の稼働率目標並びに実際の利用件数、稼働率をお示してください。

2、熊本城ホールのメインホール、シビックホール、展示ホール並びに会議室の稼働目標での利用が達成された場合の利用料収入の見通しをお示してください。

3、今回の熊本城ホール等の指定管理者選定における応募事業者数は幾つですか。

4、2022年度における熊本城ホールの各施設を熊本市が利用した件数、日数、支払った利用料金の額をお示してください。

5、辛島公園地下駐車場の稼働率目標と2022年度の利用実績、稼働率、また稼働率目標を達成した場合の利用料金収入見通しをお示してください。

6、花畑広場の2022年度の稼働率、稼働日数をお示してください。また、花畑広場の稼働率目標はどのようになっていますでしょうか。

以上につきまして関係局長にお尋ねいたします。

〔村上和美経済観光局長 登壇〕

○村上和美経済観光局長 私からは、熊本城ホールや辛島公園地下駐車場に関する5点のお尋ねについてお答えいたします。

1点目の2022年度の熊本城ホールの想定稼働率につきましては、メインホール60%、シビックホール81.4%、展示ホール77.7%、会議室72.3%でございまして、実際の利用日数及び稼働率は、メインホールは138日で38.4%、シビックホールは173日で48.2%、展示ホールは212日で59.1%、19室の会議室は平均251日で69.8%でございます。

2点目の想定稼働率を達成した場合の料金収入の見通しにつきましては、約6億4,000万円と積算しております。

3点目、熊本城ホール等の指定管理者の選定に係る応募事業者数は1者でございます。

4点目の2022年度に本市が熊本城ホールを利用した実績は、ワクチン接種会場としての利用約3,500万円を含め、利用件数29件、利用料総額約4,160万円でございます。

5点目、2022年度の辛島公園地下駐車場の利用実績は、駐車台数12万7,540台、稼働率65.4%でございます。

なお、稼働率に代わる指標として売上見込額を設定しておりまして、こちらにつきましては、利用料金制度の導入や桜町再開発施設の開業を見据え、再開発前の年間収入の1.2倍となります約1億9,000万円としているところでございます。

〔井芹和哉都市建設局長 登壇〕

○井芹和哉都市建設局長 私からは、花畑広場についての御質問にお答えいたします。

2022年度、令和4年度につきましては、花畑広場の指定管理が開始されました令和4年7月から令和5年3月までの9か月間で稼働率は51.4%であり、これを想定稼働率としております。また、稼働日数は138日でございます。

〔47番 上野美恵子議員 登壇〕

○上野美恵子議員 2022年度の熊本城ホール、辛島地下駐車場、花畑広場の収支状況が、今回の指定管理者の管理運営事業仕様書に掲載されています熊本城ホールと辛島地下駐車場は一体管理で、先ほど答弁がありましたように熊本城ホールが想定稼働率に至っていないことを反映して、約7,000万円の赤字となっています。

一方で、花畑広場は、9か月の収支ではありますが、利用料金制を取らない指定管理で約380万円の黒字です。次年度からの指定管理では、花畑広場に利用料金制が導入されて一体管理となります。熊本城ホール地下駐車場は指定管理料ゼロ円で、花畑広場は5年間で1億2,000万円、年間2,400万円の指定管理料を払うことになります。

そこで、今回の指定管理者選定における評価点数、指定管理料、応募事業者数についてお尋ねしてまいりたいと思います。

1、事業者選定における最低基準点数は、価格評価を除いた項目審査点数の60%となっています。100点満点のテストならば60点が最低ということになります。熊本城ホールの指定管理者選定では、予定価格以下であれば満点の評価となる価格評価を除けば、各審査項目での得点は60点台です。応募事業者が少なく、競争も少ない事業者選定で、中でも、市民の声が反映される管理が行われることという公共施設として重要な点が最低の56点相当というのは、公共ホールの存在に関わる問題と考えます。この点についての見解をお尋ねします。

2、熊本城ホールの事業者選定で総得点は67.7%となっていますが、市民の声の反映が56%となっておりますように、評価項目の中に60%を切る評価があります。その場合は選定をやり直すなど管理運営の質の向上を図る何らかの手だてが必要ではないでしょうか。

3、熊本城ホール等の指定管理を含め、今多くの指定管理者施設が事業者選定時に競争もなく独占的に1事業者しか応募していないこと、どのようにお考えでしょうか。

4、花畑広場は2022年度380万円の黒字でした。業者が提案している指定管理料、5年間1億2,100万円、年間2,400万円は妥当な金額でしょうか。今後は利用料金制導入によって利用努力がなされれば、年間2,400万円の指定管理料は必要ないのではないのでしょうか。

以上4点を市長にお尋ねいたします。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 まず、評価項目等に係る2点についてまとめてお答えいたします。

今回の事業者選定では、全庁的に定めます指定管理者制度の評価基準に加えまして、施設の管理運営の質を担保することを目的に、総合得点の60%以上を満たすことという独自の最低基準点数を設け、その基準を満たしていることから、選定結果は妥当であると認識しております。

なお、市民の声が反映される管理が行われることにつきましては、重要でありますことから、今後指定管理者との協議やモニタリングによる評価等を適切に行うことで、さらなる市民サービスの向上に努めてまいります。

次に、指定管理者の公募を行っている趣旨は、公正かつ透明性が確保された手続の下、複数の提案を求めることで競争性を担保しながら、事業者のノウハウ等の活用により市民サービスの向上や施設の効果的かつ効率的な管理運営を目指すことにあります。仮に1者のみの応募でもありましても、外部の有識者等を委員に含めます候補者

選定委員会におきまして、この趣旨も踏まえた選定を行っておりまして、公平性、透明性、専門性が確保されているものと考えております。

最後に、指定管理料につきましては、実績に基づき算出いたしました花畑広場の運営や維持管理に必要な経費から、広場の貸出しで得られる利用料金収入の想定額を差し引いた金額を計上しておりまして、妥当な金額であり、指定管理料は必要であると考えております。

〔47番 上野美恵子議員 登壇〕

○上野美恵子議員 　る答弁いただきましたけれども、よりよい指定管理、そしてまた業者選定が行われていくのか、甚だ疑問に思われる答弁であったと思います。私は、今回の事業者選定における各種指標の獲得点数を見ておりまして、大変低いと思いました。総得点5,400点のうち価格審査を除いた内容別審査項目の総得点は4,860点が満点です。その中で70点以上となっているのは安全管理、労働福祉、環境や障がい者雇用など僅か1割の得点配分の部分のみです。あとの9割はほとんど60点台、そのうち市民の声の反映という重要な点が56点です。先ほどの答弁では1事業者しか応募がない点では、外部有識者による公平性、透明性、専門性が確保された適切な選定が行われていると言われましたが、1事業者しか応募がないから赤点ぎりぎりでもその事業者が選ばれている状態です。これでどうして市民サービスの向上や効果的、効率的な管理運営と言えるのでしょうか。60点以下の項目があっても、全体が60点以上ならばいいではないかという発想で、全く競争性もないならば、管理運営のノウハウが向上するはずがありません。

市民会館などが直営であったときは、自主文化事業などへの私ども議会への案内もあり、ホールの日常の管理運営や文化事業の取組などを垣間見ることができ、公立文化ホールとしての役割が果たされているのか、日常的に私たちが容易に議会としてのチェックをすることができました。しかし、指定管理者制度導入で民間管理になったら、ただの貸し館のような運営なのか、積極的に文化事業やMICE会議などに組みんでいかれているのか、全く分からず、これが公立文化ホールかと思うようになりました。今回、熊本城ホールで市民の声が反映されるという項目が56点の落第点だったことは、公立文化ホールとしての存在意義に関わると思います。

しかし、市長の答弁にはそうした問題意識が見られません。再開発への補助金も含めれば、450億円もの税金をつぎ込んだ熊本城ホールが、果たして公的な施設として十分に機能しているのか、市民への説明が尽くされなければならないと思います。収支の面でも、年間市が29件利用し、利用料収入の1割に当たる4,160万円を熊本城ホールの指定管理者に払い、収支に貢献しています。新型コロナが5類へと移行し、日常へと戻りつつある今、昨年メインホールで38.4%、シビックホールで48.2%、展示ホール59.1%の稼働率が、2023年度は想定稼働率を達成する見通しがあるのでしょうか。それができなければ、その企業努力が問われるであろうことを指摘しておきます。

また、花畑広場の指定管理料年間2,400万円は、企業努力でゼロにすべきと考えま

す。熊本城ホールの検討段階で報告された熊本城ホール運営戦略検討報告書では、熊本城ホールと同規模のMICE施設を参考に、管理運営を年間5億2,300万円とされていました。使用料も現行の運用とあまり変わらない金額設定で、年間5億3,300万円と想定されていました。先ほどの答弁では想定稼働率を達成すれば熊本城ホールの利用料収入は6億4,000万円見込めるとのこと。これに地下駐車場利用料金が約1億9,000万円なので、まともな企業努力をすれば黒字経営は十分に可能です。その場合、一体の指定管理となる花畑広場の指定管理料2,400万円がなくても収支均衡は見込めると思います。それこそ一体管理の効率的な管理運営ではないでしょうか。

私は、本年6月の予算決算委員会締めくくり質疑で、黒字になった場合の市への還元が5年で1億円は少な過ぎると指摘しました。今回改めて熊本城ホールの検討段階からの利用見通しや収支見通しなどを振り返ってみましたが、開業早々に新型コロナ発生という突発的な事情があったとはいえ、今後はどのような管理運営がなされていくのか、問題の多い指定管理者制度の中で、住民の立場に立った管理運営をどのように進めていくのか問われていくものと思います。今後も折に触れて問題点を指摘し、公立ホールのあるべき姿についてただしてまいりたいと考えております。その点を申し述べまして、本日の質疑といたします。

○田中敦朗議長 以上で経済委員会の審査議案に関する質疑は終わりました。

以上で質疑は終わりました。

これより採決に移りますが、議第243号、議第267号、請願第2号、以上3件については、別途討論の通告が提出されておりますので、これを後回しにし、その他の案件について採決いたします。

それではまず、議第261号、議第263号、議第264号、議第268号、議第269号、議第300号、議第301号、議第303号、議第304号、議第436号、議第438号、議第440号ないし議第443号を除き一括して採決いたします。

関係委員会の決定は、議第244号ないし議第254号、議第262号、議第266号、議第270号ないし議第299号、議第302号、議第305号ないし議第435号、議第437号、議第439号、議第444号は、いずれも「可決」となっております。

関係委員会の決定どおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田中敦朗議長 御異議なしと認めます。

よって、いずれも関係委員会の決定どおり確定いたしました。

次に、議第261号、議第263号、議第264号、議第268号、議第269号、議第300号、議第301号、議第303号、議第304号、議第436号、議第438号、議第440号ないし議第443号、以上15件を一括して採決いたします。

以上、15件に対する関係委員会の決定は、いずれも「可決」となっております。関係委員会の決定どおり決定することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中敦朗議長 起立多数。

よって、いずれも関係委員会の決定どおり確定いたしました。

これより、議第243号「令和5年度熊本市一般会計補正予算」、議第267号「熊本市国民健康保険条例の一部改正について」、以上2件について一括して討論を行います。

上野美恵子議員より討論の通告が提出されておりますので、発言を許します。上野美恵子議員。

〔47番 上野美恵子議員 登壇〕

○上野美恵子議員 日本共産党熊本市議団の上野美恵子でございます。

議第243号「令和5年度熊本市一般会計補正予算」並びに議第267号「国民健康保険条例の一部改正について」、賛成できない理由を述べて一括して反対討論を行います。

まず、一般会計補正予算につきましては、評価できる点もあります。締めくくり質疑で取り上げましたように、西消防署移転事業費273万円が提案され、全ての区にそれぞれに消防署が設置される運びとなりました。大洋デパート火災から50年の節目の年に、長年の課題が解決に向けて動き出したことを大変評価するものです。

現在、消防局では大洋デパート火災の教訓を風化させない取組として要綱を制定し、毎年11月29日を消防避難訓練の日に制定する取組も進められています。締めくくり質疑で答弁していただきましたように、今後重要となります中央署の体制拡充の検討は、期待をしつつ見守っていきたいと思います。

続いて、問題点について述べます。

第1に、物価高騰対策として、低所得者世帯へ1世帯7万円の給付が予算化され、支給時期について私どもの要望が実現する形で1か月前倒し、2月からの支給になったことは、よかったと思います。しかしながら、締めくくり質疑で指摘しましたように、長期に止まらない物価高騰の中で、根拠も示されない7万円、そのとき限りの支給というのは、到底実際の物価高騰に追いついていないというのが実情です。賃金が上がらない、年金が減る、社会保障の負担が次々と増えていく。逆進性の強い消費税はインボイス制度の10月からの実施によって中小零細事業者の負担が一層重くなっています。こうした国がやるべき点が行われていないことが一番の問題です。

同時に、様々な機会を捉えて申し上げてまいりました本市独自の支援策が待たれています。昨日は、テレビで高齢者の年金支給日の実情を特集する番組が放映されていましたが、かなり多くの人が月額10万円にも満たない年金額で、100円、200円を節約しながら、遊ぶ楽しみも、食べる楽しみもなく、古くなった家の修理にすら手がつかないというせっぱ詰まった暮らしぶりが紹介されていました。これが日本の高齢者、低所得世帯の現実なのだと思います。こうした状況をしっかりと見据えるならば、市民の苦労に寄り添い、困窮世帯、中小事業者への独自支援の必要性が御理解いただけるものと思います。

この間、私ども日本共産党市議団が紹介してきた各自治体の独自策のほか、京都市では、民間団体が物価高騰の影響を受けて生活に困窮する世帯への支援物資の無償提



供に対し、1団体30万円以内の食料品、生活必需品を支援する事業を、年末年始生活支援事業としてこの12月に行っています。また、岩手県は、福祉灯油を1世帯7,000円に拡充しましたが、総務省は、都道府県市町村の福祉灯油などへの特別交付税措置を2021年度から行ってきました。2023年度の制度設計も現在行っています。

こうした国の支援も活用した様々な自治体独自策を参考にさせていただきたいと思います。独自策に対するこの間の国の動向を見守るという市長答弁の繰り返しは大いに問題であり、本市でもぜひ検討して実施していただくようお願いしておきます。

第2に、経済対策として土木分野ほかで防災・減災、国土強靱化等対応経費約33億円が提案されています。道路、河川、公園等の整備を促進して進めるための国補助事業で、補助率も高く、後年度の交付税措置を含めれば、本市の負担がかなり少ない財政上は効果的な制度です。しかし、その約93%を占める道路関連事業費30億6,490万円は、西環状線や国道501号等の高規格道路が中心です。政令市の意向によって道路事業が高規格道路整備に予算が集中し、身近な生活道路予算が限られていること、高規格道路は用地買収方式でどんどん進められていくにも関わらず、生活道路はどんなに狭隘で危険であっても、買収方式で拡幅されることがほとんどないことは、全く対照的な状況です。

また、都市防災・減災、国土強靱化は、大規模災害に備えることを目的としていますが、公園では遊具の改修にとどまり、災害時に一番必要となる身近な公園のトイレの改修などが補助対象外となっていることは問題です。33億円の大きな補正額であるだけに、生活道路の改修や身近な公園のトイレの改修など必要な事業が補助対象となるよう国へ働きかけるとともに、その内容、必要性について、いま一度住民の視点での検証が必要であることを指摘しておきます。

第3に、債務負担行為の一つとして、2024年度のマイナンバーセンター運営のための事業費が、業務委託で4億1,290万円予算化されています。中央区マイナンバーセンターを縮小し、桜町サテライトは撤退をして、中心市街地に新センターを設置して、マイナンバーカードのさらなる普及、利活用を進めていくものです。

しかし、マイナンバーカードをめぐるのは、全国的に本人以外の公的給付金受け取り口座の誤登録が約14万件、マイナ保険証に他人情報が登録されたケースが7,400件を超え、他人の年金記録の閲覧、障害者手帳の誤登録など、トラブルは多方面で多数に及び、個人情報漏えいの重大な問題が起きています。提案されているマイナンバーセンターでの業務には、2024年秋からの保険証との一体化や、2024年度中の免許証との一体化なども含まれており、保険証との一体化では、窓口で医療費を全額請求される他人の医療情報とひもづけされるトラブルの続出、無保険扱いが多発するなど、命に関わる重大な危険が指摘されています。

そもそもマイナンバー制度は、医療、年金、介護など人生で受ける全行政サービスと個人の金融口座、資産をひもづけし、国が管理をすることによって、国民の所得、資産、社会保障給付を把握し、国民への徴税強化、給付削減を押しつけるためでした。

しかも、大量の個人情報を経営に利用しようとする特定企業の利益を後押しする動きも加速をしており、国民の大切な個人情報が国や特定企業の利益のために利用されていきます。全額国費による予算とはいえ、住民への不利益を考えると到底容認できません。

最後に、国民健康保険条例の改正については、提案となっております出産した被保険者の保険料の所得割、均等割を出産前後の4か月間免除する点については賛成です。しかしながら、今回の保険料減額は、今年5月に成立した全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律に伴うもので、持続可能な社会保障制度を構築するためということで、現役世代の負担を軽減しながら、高齢者の保険料を引き上げる世代間の公平という名の下に、高齢者へのとんでもない負担増が押しつけられるという内容が一体のものとなっている点が問題です。

もう一方で、各種保険への国庫負担が910億円も削減され、全世代型社会保障と言いながら、その中身は社会保障に対する国の財政支出、責任を大きく後退させるものとなっています。ささやかな現役世代への保険料軽減の一方で、協会けんぽや共済組合の負担も増やされるために、事実上は現役世代にも負担を押しつけるものとなります。

加えて、都道府県の保険料水準の平準化の名の下で、自治体が独自に行っている国民健康保険料の軽減をやめさせることも打ち出されています。目先のささやかな軽減策の裏には、医療保険全体に対する国の責任放棄の仕組みがあり、特に年金が減る中、格差と貧困も広がって困窮した高齢者の暮らしをよそに、高齢者への負担増を押しつけるという国の社会保障制度改悪は絶対に容認できません。年金は削って、医療費も保険料も負担を増やす、このようなやり方ではなく、現役世代への子育てを応援するというのであれば、今回提案されている出産した被保険者の保険料軽減措置も含めて、国が税金で財源を捻出して、現役も高齢者も全世代が安心できるような社会保障制度こそ構築すべきです。

以上の理由から、今回の国民健康保険条例の一部改正には賛成できません。

以上、賛成できない点を述べまして、提案されております補正予算並びに国民健康保険条例の一部改正に対する反対討論といたします。

○田中敦朗議長 以上で討論は終わりました。

それでは採決いたします。

議第243号、議第267号、以上2件に対する予算決算委員会の決定は、いずれも「可決」となっております。

予算決算委員会の決定どおり決定することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中敦朗議長 起立多数。

よって、いずれも予算決算委員会の決定どおり確定いたしました。

次に、請願第2号「パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める請願」について討論を行います。

上野美恵子議員外1名より討論の通告が提出されておりますので、順次発言を許します。上野美恵子議員。

〔47番 上野美恵子議員 登壇〕

○上野美恵子議員 日本共産党熊本市議団の上野美恵子でございます。

請願第2号「パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める請願」に賛成できない理由を述べて、討論を行います。

請願にありますように、WHOはパンデミック条約と国際保健規則IHRの改正を進めています。2024年5月に開催される世界保健会議に向けて、交渉用のテキストなどが提示されて、現在各国政府と利害関係者が意見主張を出し合っている最中です。その内容はまだ策定途上であることをよく見る必要があります。パンデミック条約の交渉用テキストに記載されているように、国家主権の尊重、内政不干渉、国際連携促進の原則の下、将来的なパンデミックに際して低所得国が当該感染症の治療薬、ワクチン等の公平な供給が受けられるように、技術・ノウハウの移転、生産能力の強化、病原体の情報へのアクセスと利益配分に係るルールを定める方向で交渉が進められています。

特にパンデミック条約では、公平な医療の提供と治療を保障するために、緊急時に当該感染症の医薬品、治療法に関わる知的財産権を免除する仕組みを発動し、製薬企業が独占的に保有する情報や技術を共有できるようにすることなどが目指されています。そのため、途上国政府や国際的な医療支援活動を行う市民社会団体からは推進の声が上がる一方で、一部の先進国政府や製薬大企業などからは、強力な反対の声が出されているという状況もあります。

具体的には、パンデミック条約の交渉用テキストが出された翌日に、国際製薬団体協会が製薬大企業の情報独占にブレーキをかければ治療薬やワクチンの開発がかえって遅れると、交渉の頓挫を目指す立場を露骨にする一方で、途上国政府や市民社会団体は、交渉が暗礁に乗り上げることを回避しながら、低所得国への医療支援や治療方法研究とそのための資金確保の取組を実効性あるものとするために、粘り強い働きかけを行っています。

一方で、パンデミック条約と国際保健規則改正案をめぐっては、これら条約、規則が発効すれば、パンデミック時に感染対策の権限が各国政府からWHOに移譲され、主権が奪われる、ワクチン接種の強制や言論弾圧などの人権侵害が起こる、WHOが世界を支配するなどの荒唐無稽な虚偽情報がネット上を飛び交い、拡散されるような状況も起こっています。

しかし、これらは全てフェイクニュースで、国連憲章とWHO憲章に基づき策定される国際協力の枠組みづくりの条約によって、各国の主権が侵害されたり統治権が奪われるようなことはありません。パンデミック条約の交渉用テキストにも、各国政府

の主権の尊重と内政への不干渉が明記されています。請願理由では、各国の政府の判断がWHOの勧告に拘束され、それによって保健政策に関する国家主権が侵害され、基本的人権や国民生活に重大な影響を及ぼすことが懸念されると述べられていますが、そのようなことは絶対にあり得ません。

また、請願では、誤情報や偽情報についての危惧があると指摘し、WHOや政府の公式見解や認識と整合しないものは全て誤情報、偽情報とみなされ、健全な言論、情報空間が失われる危険性が出てくると述べられています。それが言論の自由に対する抑圧や侵害につながる言説や論理展開となるかのように言及しています。

しかし、国連憲章、WHO憲章の立場に立つならば、このようなことも起こり得ないことは明白です。現在、パンデミック条約と国際保健規則改正は、各国政府、利害関係者が意見を交わし、実効性ある条約の制定、規則の改正を目指して話し合われているところであり、確定した成文もない今の段階で条約や規則改正について、私ども日本共産党としての賛否の評価を述べることはできません。しかしながら、新型コロナウイルス感染症による世界的なパンデミックが発生し、世界中で700万人近くの死者が出る事態となりました。その中で、各国間の医療格差が浮き彫りになり、多くの低所得国、後進国が置き去りにされてしまいました。その痛苦の経験を踏まえるならば、様々な妨害や困難を乗り越えて、世界の全ての人々の命を振興感染症、再興感染症から守るために、WHOという国際機関の下、真に実効ある条約、規則が策定されることを心から願うものです。

そして、荒唐無稽なデマ情報に惑わされることなく、パンデミック条約案、国際保健規則改正案の策定に向けた審議の情報を注視していきたいと考えています。その立場を申し述べまして、請願に対する討論といたします。

○田中敦朗議長 菊地渚沙議員。

〔5番 菊地渚沙議員 登壇〕

○菊地渚沙議員 参政党熊本市議団の菊地渚沙です。

請願第2号「パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示を求める請願」について、賛成の立場から討論を行います。

現在、世界保健機関WHOは、パンデミックへの対応と予防策を強化するため、新たな法的文書であるパンデミック条約の締結と国際保健規則 I H R 2005の改正を進めています。

来年5月の第77回WHO総会での提出及び採択を目指し、加盟国である我が国も、厚生労働省と外務省が中心となって交渉のさなかにあります。これらの取組は、世界的な公衆衛生の危機に対応するための重要なステップですが、一方で、これらの条約と規則が持つ内容と影響について、深刻な懸念が提起されています。

まず、パンデミック条約の締結に関して、この条約が加盟国の保健政策に大きな影響を及ぼすことが予想されます。条約の草案には、WHOの勧告に法的拘束力を持たせる内容が含まれており、これにより加盟国の政策決定に大きな制約が生じる可能性

があります。特に、緊急時の対応策やワクチンの配分に関する条項では、加盟国の主権に関わる問題が浮上しています。

次に、国際保健規則の改正案についてですが、これには感染症の監視と報告、国際的な協力を強化するための規定が含まれています。改正案では、加盟国がWHOの勧告に従うことを強く求める内容が盛り込まれており、これにより国家の自由度が制限されることが懸念されます。また、ワクチンや医薬品の国際的な配分や提供に関する規定も、一部の国にとっては大きな負担となり得ます。また、途上国への支援については、ワクチンに偏るのではなく、公衆衛生の改善にも比重を置くべきです。

さらに、両方の文書に共通する問題として、誤情報や偽情報への対策が挙げられます。この部分では、虚偽の情報と戦うために措置が記載されておりますが、誤情報の定義や対策の具体的な内容が不明確であることが問題です。これにより、言論の自由や情報の流通に制約が生じるおそれがあります。

加えて、新型コロナウイルスに関する対応については、国内でもまだ総括ができていない状況であり、緊急承認されたmRNAワクチンに関しては、予防接種健康被害救済制度の認定数、死亡認定数、いずれも過去44年間の数値を大きく上回っています。mRNAワクチンに関する健康被害の問題が顕在化していることから、これらの健康被害に対する適切な対応と補償が不十分である現状は、今後のパンデミック対策において重要な課題となります。

さらに、WHOの運営に関する透明性についても、資金の出資者や利害関係者との情報公開が不十分であり、ワクチンあっせん企業との利益相反の可能性が懸念されます。WHOの決定に大きな影響を与える可能性がある民間団体の参加や資金提供に関してより透明性が求められます。

また、パンデミックの定義に関する不明確さも大きな問題です。パンデミックが宣言される基準が不透明であり、この基準の曖昧さが過度な措置や不必要な恐怖を引き起こす原因となり得ます。例えば、パンデミック宣言に基づく行動指針が適切な科学的根拠に基づかずに決定されるおそれがあります。

そして、これらの懸念事項に加え、一番の問題は、このパンデミック条約の草案や国際保健規則の改正に関する情報が市民に十分に伝わっていないということです。これにより、市民がこれらの重要な問題に対して意見を形成し、適切な判断を下す機会が奪われています。このため、情報の公開と透明性の確保が急務となります。市民は、これらの条約や規則が自身の生活や健康にどのような影響を与える可能性があるのか知る権利があります。情報公開は、市民が意見を形成し、民主的な意思決定プロセスに参加するための基本的な条件です。

私たち熊本市議会としては、これらの問題に対して、国に対し強く要望する立場を取るべきです。具体的には、請願趣旨のとおり、WHO総会でのパンデミック条約の草案と国際保健規則の改正案に関する協議の内容や市民生活への影響を分かりやすく市民に周知すること。さらに、議員、有識者、一般市民からの意見を聴取する手続を

早期に開始し、それらの意見を反映させることが求められます。

熊本市の計画においても、パンデミック条約と国際保健規則の改正が直接的に影響を及ぼすことが予想されます。国家主権より国際機関が上位に来るはずがないという考え方は、現代の複雑な国際関係の中で必ずしも当てはまるとは言い切れません。予想外の事態が起こる可能性を常に念頭に置き、柔軟かつ慎重な対応が必要です。

熊本市民の安心安全な生活を守るため、議員の皆様にはパンデミック条約の草案と国際保健規則の改正案に対する深い理解と適切な対応を求めます。これらの問題は、熊本市民だけではなく、全国民にとっても重要な意味を持っています。市民の命を預かる者として、私たち議員はこれらの条約と規則がもたらす影響を十分に理解し、慎重に対応を検討する責任があります。

私たちが直面しているのは、単に健康危機の問題ではなく、政治的、社会的、経済的な多面的な影響を伴う複雑な課題です。パンデミック対策としての国際協力の重要性は理解しておりますが、その過程での国家主権での保護と市民の権利の尊重も同様に重要です。国際機関の決定が市民の生活に直接的な影響を与えることを考慮に入れ、市民の意見を反映させることが不可欠です。

最後に、皆様、答えはもう決まっているかと思いますが、熊本市民の安心安全な生活と熊本市の発展のためにも、パンデミック条約の草案、国際保健規則の改正案について、熊本市民に与える影響を十分に考え、適切な判断を下していただきますよう心からお願い申し上げます。

○田中敦朗議長 以上で討論は終わりました。

それでは採決いたします。

本件に対する厚生委員会の決定は「不採択」となっております。

よって、原案について採決いたします。

請願第2号を採択することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中敦朗議長 起立少数。

よって、本件は「不採択」と決定いたしました。

○田中敦朗議長 次に、日程第197ないし日程第205、いずれも「人権擁護委員候補者の推薦について」を一括議題といたします。

〔議題となった案件〕

諮第8号

令和5年12月20日提出

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので意見を問う。

熊本市長 大 西 一 史

上 村 眞智子

諮第9号

令和5年12月20日提出

人権擁護委員候補者の推薦について  
人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので意見を問う。

熊本市長 大 西 一 史

宮 崎 紀 男

諮第10号

令和5年12月20日提出

人権擁護委員候補者の推薦について  
人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので意見を問う。

熊本市長 大 西 一 史

矢 澤 利 典

諮第11号

令和5年12月20日提出

人権擁護委員候補者の推薦について  
人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので意見を問う。

熊本市長 大 西 一 史

吉 良 正 子

諮第12号

令和5年12月20日提出

人権擁護委員候補者の推薦について  
人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので意見を問う。

熊本市長 大 西 一 史

上 村 実 也

諮第13号

令和5年12月20日提出

人権擁護委員候補者の推薦について  
人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので意見を問う。

濱 平 清 志

熊本市長 大 西 一 史

諮第14号

令和5年12月20日提出

人権擁護委員候補者の推薦について  
人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので意見を問う。

熊本市長 大 西 一 史

永 松 一 政

諮第15号

令和5年12月20日提出

人権擁護委員候補者の推薦について  
人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので意見を問う。

熊本市長 大 西 一 史

川 上 賢 一

諮第16号

令和5年12月20日提出

人権擁護委員候補者の推薦について  
人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので意見を問う。

熊本市長 大 西 一 史

村 山 鉄 次

○田中敦朗議長 市長の説明を求めます。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 ただいま上程されました諮第8号ないし諮第16号「人権擁護委員候補者の推薦について」の提案理由を申し上げます。

まず、諮第8号ないし諮第12号につきましては、令和6年3月31日をもちまして任期満了となります上村眞智子氏、宮崎紀男氏、矢澤利典氏、吉良正子氏並びに上村実也氏を再び人権擁護委員候補者として推薦しようとするものであります。

上村眞智子氏は、昭和26年の生まれで、熊本女子大学文家政学部を卒業され、現在は、有限会社オフィスUEMURA代表取締役として活躍されているほか、平成24年からは人権擁護委員をお務めいただいております。

宮崎氏は、昭和47年の生まれで、熊本県立熊本農業高等学校を卒業され、現在は、



宮崎ハウジング代表として活躍されております。また、保護司として尽力されているほか、平成30年からは人権擁護委員をお務めいただいております。

矢澤氏は、昭和48年の生まれで、九州大学法学部を卒業後、司法試験に合格され、平成19年から弁護士として活躍されております。現在は、熊本県弁護士会副会長として活躍されているほか、平成30年からは人権擁護委員をお務めいただいております。

吉良氏は、昭和34年の生まれで、熊本大学理学部を卒業後、熊本市立京陵中学校教諭などを務められました。現在は、熊本県立第二高等学校非常勤講師をされているほか、令和3年からは人権擁護委員をお務めいただいております。

上村実也氏は、昭和37年の生まれで、熊本工大高等学校を卒業後、熊本大学に勤務されております。また、保護司として尽力されているほか、令和3年からは人権擁護委員をお務めいただいております。

次に諮第13号ないし諮第16号につきましては、これまで人権擁護委員をお務めいただきました4人の委員の後任として、新たに濱平清志氏、永松一政氏、川上賢一氏並びに村山鉄次氏をそれぞれ人権擁護委員候補者として推薦しようとするものであります。

濱平氏は、昭和31年の生まれで、兵庫教育大学大学院学校教育研究科を修了され、以来、熊本市教育委員会事務局教育次長などの要職を歴任されました。現在は、熊本大学大学院教育学研究科シニア教授を務められているほか、熊本県社会的養育推進会議会長としても活躍されております。

永松氏は、昭和32年の生まれで、熊本音楽短期大学を卒業され、以来、熊本市立竜南中学校校長などの要職を歴任されました。現在は、熊本市南区役所総務企画課に勤務されているほか、熊本市退職校長会理事としても活躍されております。

川上氏は、昭和42年の生まれで、東海大学海洋学部を卒業され、現在は行政書士川上事務所を開設されているほか、熊本市青少年指導員をお務めいただいております。

村山氏は、昭和48年の生まれで、熊本大学法学部を卒業後、平成16年に村山司法書士事務所を開設されました。また、日本司法支援センター熊本地方事務所副所長として活躍されたほか、現在は熊本県司法書士会会長として尽力されております。

これら9人の方々は、いずれも広く社会の実情に通じておられ、人格、識見ともに、人権相談を通して市民の利益を守る人権擁護委員として適任であると考え、推薦の同意をお願いする次第であります。

○田中敦朗議長 市長の説明は終わりました。

別に発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

以上9件に対し御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田中敦朗議長 御異議なしと認めます。

よって、以上9件に対しては、それぞれ「異議がない」旨答申することに決定いたしました。

○田中敦朗議長 次に、日程第206、日程第207を一括議題といたします。  
〔議題となった案件〕

発議第22号

認知症との共生社会の実現を求める意見書について

熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により意見書を次のとおり提出する。

令和5年12月20日提出

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 熊本市議会議員 | 寺 | 本 | 義 | 勝 |
| 同       | 山 | 本 | 浩 | 之 |
| 同       | 坂 | 田 | 誠 | 二 |
| 同       | 大 | 石 | 浩 | 文 |
| 同       | 齊 | 藤 |   | 博 |
| 同       | 古 | 川 | 智 | 子 |
| 同       | 満 | 永 | 寿 | 博 |
| 同       | 澤 | 田 | 昌 | 作 |
| 同       | 平 | 江 |   | 透 |
| 同       | 西 | 岡 | 誠 | 也 |
| 同       | 上 | 田 | 芳 | 裕 |
| 同       | 井 | 本 | 正 | 広 |
| 同       | 浜 | 田 | 大 | 介 |

熊本市議会議長 田 中 敦 朗 様

意 見 書 （案）

認知症との共生社会を早期に実現するため、所要の施策を講じられるよう要望いたします。

（理 由）

認知症の高齢者が2025年には約700万人になると想定されています。これに対し、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」がさきの国会で成立しました。政府は、認知症と向き合う「幸齢社会」実現会議において、認知症の本人及びその家族をはじめ、認知症に関わる様々な方々から幅広い意見を聴きながら、認知症基本法の施行に先立って、方針を取りまとめています。

今こそ、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ、支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）の実現という目的に向かって、認知症施策を国と地方が一体とな

って進めていくときです。

私たちが目指す共生社会とは、誰もが認知症になる可能性がある中で、生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ持てる力を生かしながら、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会のことです。

よって、政府におかれては、予算措置も含め、行政の体制を一層強化させ、一刻も早い認知症との共生社会を各地域で実現するため、下記の事項について取り組まれるよう強く要望いたします。

記

- 1 地方自治体における都道府県及び市町村の認知症施策推進計画の策定においては、今までの延長ではなく、共生社会の実現に向けた統合的かつ連続的な計画の策定を可能にする専門人材の派遣など、適切な支援を行うこと。また、各自治体が主体的に実効性の高い施策を自在に展開するために、自由度の高い事業展開と予算措置の在り方を検討すること。
- 2 地域住民に対する法の理念等の普及啓発、安心・安全な地域づくりの推進等、共生社会の実現を推進する取組を、部門間の縦割りを無くして総合的かつ継続的に推進すること。また、各自治体の施策を適切かつ的確に展開するために、認知症の本人の意向が十分に反映できる体制の整備を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和     年     月     日

議 長 名

|             |   |       |
|-------------|---|-------|
| 内 閣 総 理 大 臣 | } | 宛（各通） |
| 総 務 大 臣     |   |       |
| 財 務 大 臣     |   |       |
| 厚 生 労 働 大 臣 |   |       |

発議第23号

医療・介護・障害福祉分野における処遇改善等を求める意見書について  
熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により意見書を次のとおり提出する。

令和5年12月20日提出

|         |         |
|---------|---------|
| 熊本市議会議員 | 寺 本 義 勝 |
| 同       | 坂 田 誠 二 |
| 同       | 大 石 浩 文 |

|   |         |
|---|---------|
| 同 | 齊 藤 博   |
| 同 | 古 川 智 子 |
| 同 | 西 岡 誠 也 |
| 同 | 上 田 芳 裕 |
| 同 | 井 本 正 広 |
| 同 | 浜 田 大 介 |

熊本市議会議長 田 中 敦 朗 様

意 見 書 （案）

福祉サービスの安定的・継続的な提供のため、医療・介護・障害福祉分野に従事する人材の確保を図るべく、賃金をはじめとする処遇の改善等を行われるよう要望いたします。

（理 由）

介護事業所や障害福祉事業所では、人材の確保・定着が難しく、運営に支障を来す事態が深刻になっています。また、人材を募集しても応募がなく、現場で必要としている職員数に満たない欠員状態が続く事業所が多いのが現状です。

今日、最低賃金の引上げや大手企業を中心としたベースアップ（基本給の引上げ）などによって賃上げが進む一方で、介護職員などへの対策は打たれておらず、賃金格差が更に拡大しています。

また、本年8月に出された人事院勧告における給与改定は民間企業の賃上げを受けてプラス改定となり、私立保育園等の公定価格や児童養護施設の措置費などは4月に遡って増額される一方で、介護報酬や障害福祉サービス等報酬には反映されない状況です。

介護や障害福祉を支える職員は、専門職として位置づけられているにもかかわらず低賃金であり、人手不足による過酷な労働を強いられることが続けば職員の離職に歯止めがかからない状態に陥り、ひいては施設の運営も困難となり、必要なサービスの提供ができなくなるおそれがあります。

よって、政府におかれては、医療・介護・障害福祉分野の賃上げについて、経済対策としての処遇改善支援事業を早期に実行するとともに、2024年度の診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の同時改定においては、物価高騰・賃金上昇を踏まえ処遇改善等を行われるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和    年    月    日

議 長 名

|             |         |
|-------------|---------|
| 内 閣 総 理 大 臣 | } 宛（各通） |
| 厚 生 労 働 大 臣 |         |

○田中敦朗議長 別に発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

以上2件に対し御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○田中敦朗議長 御異議なしと認めます。

よって、いずれも「可決」されました。

○田中敦朗議長 次に、日程第208 発議第24号「地方議会議員の人材確保の観点から踏まえた社会保障制度確立に向けた法整備を求める意見書について」を議題といたします。

〔議題となった案件〕

発議第24号

地方議会議員の人材確保の観点から踏まえた社会保障制度確立に向けた法整備を求める意見書について

熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により意見書を次のとおり提出する。

令和5年12月20日提出

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 熊本市議会議員 | 寺 | 本 | 義 | 勝 |
| 同       | 山 | 本 | 浩 | 之 |
| 同       | 坂 | 田 | 誠 | 二 |
| 同       | 大 | 石 | 浩 | 文 |
| 同       | 齊 | 藤 |   | 博 |
| 同       | 古 | 川 | 智 | 子 |
| 同       | 満 | 永 | 寿 | 博 |
| 同       | 澤 | 田 | 昌 | 作 |
| 同       | 平 | 江 |   | 透 |
| 同       | 西 | 岡 | 誠 | 也 |
| 同       | 上 | 田 | 芳 | 裕 |
| 同       | 井 | 本 | 正 | 広 |
| 同       | 浜 | 田 | 大 | 介 |

熊本市議会議長 田 中 敦 朗 様

意 見 書 （案）

幅広い層の国民からの政治参加や地方議会における人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金加入等を含む社会保障制度の確立に向けた法整備の議論を早急に促進されるよう要望いたします。

（理 由）

地方創生の推進とともに、加速する人口減少社会への対応が我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっており、地方議会の果たすべき役割と責任はますます重要となっています。地方議会議員には、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民の意向を酌み取り、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められています。

しかしながら、近年の統一地方選挙の結果を見ると全国的に投票率が低下傾向にあり、住民の関心の低さや地方議会議員の成り手不足は深刻な問題です。今や、女性の社会進出が求められる時代にあって、若者やサラリーマンなど多様な人材の市議会への参加を促し議会を活性化することは喫緊の課題と考えます。

よって、政府におかれては、地方議会において性別や年代、そして職業にかかわらず多様な人材確保を実現するためにも、既存の職種から議員に転身しやすい環境を整えるとともに転身後の老後の生活や家族の心配がないよう、地方議会議員も厚生年金への加入等、社会保障制度の確立を念頭において、関係法令の法整備を早急に実現されるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和     年     月     日

議 長 名

内 閣 総 理 大 臣 }  
総 務 大 臣 } 宛（各通）  
厚 生 労 働 大 臣 }

○田中敦朗議長 別に発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

本案に対し賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中敦朗議長 起立多数。

よって、本案は「可決」されました。

○田中敦朗議長 次に、日程第209 発議第25号「「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の健全な運用を求める意見書について」を議題といたします。

〔議題となった案件〕

発議第25号

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の健全な運用を求める意見書について

熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により意見書を次のとおり提出する。

令和5年12月20日提出

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 熊本市議会議員 | 寺 | 本 | 義 | 勝 |
| 同       | 山 | 本 | 浩 | 之 |
| 同       | 坂 | 田 | 誠 | 二 |
| 同       | 大 | 石 | 浩 | 文 |
| 同       | 齊 | 藤 |   | 博 |
| 同       | 古 | 川 | 智 | 子 |
| 同       | 満 | 永 | 寿 | 博 |
| 同       | 澤 | 田 | 昌 | 作 |
| 同       | 平 | 江 |   | 透 |

熊本市議会議長 田 中 敦 朗 様

#### 意見書（案）

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の円滑な運用のため、広く国民の意見を反映した施策を展開されるよう要望いたします。

（理 由）

人権意識が一段と高まりつつある昨今の社会において、国会では令和5年6月には標記に掲げる法律の制定に向けて御尽力いただいたものと推察いたします。

ただし、LGBTの救済に関する取組は、世界的にも急速な流れに乗じ我が国内でも審議の迅速化が求められたため、理念法としての制定にとどまった感が否めません。このため、現在、生じている課題に対し、早急に具体的救済策を講じる必要性が高まりつつあるものと理解しています。

よって、政府におかれては、LGBT理解増進法の施行に伴う社会的混乱を生じさせないためにも、具体的施策の展開に当たっては、より一層国民の意見を聴取し反映させるとともに、同法の円滑な運用が行われるよう下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望いたします。

#### 記

- 1 国民の権利やそれぞれの方の立場が侵害されない仕組みとすること。
- 2 官民を問わず公共性の高い施設内等で起こり得る課題を想定し、その解消策について具体的取組を構築すること。
- 3 LGBT理解増進法に応じた社会環境を整えるため、官民を問わず施設整備を要する場合の財政的支援の在り方について検討を進めること。
- 4 学校等の教育現場での性教育の進め方については、これまでの課題や効果について研究を深めながら適正な年齢を見極めた上でLGBT教育に取り組

むこと。

- 5 施策の展開に当たっては、国際情勢を鑑みるとともに日本の現状を踏まえ国民相互の調和を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和 年 月 日

議 長 名

|             |   |       |
|-------------|---|-------|
| 内 閣 総 理 大 臣 | } | 宛（各通） |
| 総 務 大 臣     |   |       |
| 法 務 大 臣     |   |       |
| 外 務 大 臣     |   |       |
| 文 部 科 学 大 臣 |   |       |
| 厚 生 労 働 大 臣 |   |       |
| 国 土 交 通 大 臣 |   |       |

○田中敦朗議長 別に発言の通告がありませんので、これより採決いたします。

本案に対し賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中敦朗議長 起立多数。

よって、本案は「可決」されました。

○田中敦朗議長 次に、日程第210 発議第26号「長時間労働是正や処遇改善など、教職員の労働環境改善・充実を求める意見書について」を議題といたします。

〔議題となった案件〕

発議第26号

長時間労働是正や処遇改善など、教職員の労働環境改善・充実を求める意見書について

熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により意見書を次のとおり提出する。

令和5年12月20日提出

|         |         |
|---------|---------|
| 熊本市議会議員 | 西 岡 誠 也 |
| 同       | 上 田 芳 裕 |
| 同       | 上 野 美恵子 |
| 同       | 井 芹 栄 次 |

熊本市議会議長 田 中 敦 朗 様

意 見 書 （案）



子供たちの健やかな成長と質の高い学びを保障するため、教職員の数を十分に確保すべく、その労働環境を速やかに改善するとともに充実されるよう要望いたします。

（理 由）

少子化やデジタル化など、急速に変化する社会の中で、未来を担う子供たちを育てる教師は、教育の質を左右する重要な役割を持つ、かけがえのない存在です。

この間、熊本市においても「第2期 学校改革！教職員の時間創造プログラム」に基づく教師の働き方改革に積極的に取り組まれてきましたが、時間外勤務の実態は、目標値に全く及ばない状況が続き、当面の目標として掲げられた過労死ラインと言われる1か月の時間外勤務が80時間を超える教職員数は、目標値0人に対し、2022年度においてもなお230人も存在しています。一方で、教職員不足も深刻で、年度当初から担任教諭が配置できないクラスが数十クラスもあるという深刻な状況です。

教職員をきちんと確保し、質の高い教育を子供たちに提供していくためにも、今、学校現場における教職員の長時間労働の是正や処遇の改善は待ったなしの状況です。

現在国においては、中央教育審議会において、「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について検討が進められており、教師の勤務制度の改革を含めたより一層実効性のある働き方改革の推進、さらには、教職調整額及び超勤4項目の在り方など、学校現場の状況や県費負担教職員制度等を踏まえた教師の給与や手当に関する枠組みの見直しなどの議論が始まっています。

こうした処遇改善と併せて、教科担任制やチーム担任制などを含め、柔軟な学級編制や地域・子供の実態に応じた多様な学びを実現する教職員定数の抜本的な改善、不登校の児童生徒や障がいを持つ子供など、様々な困難を抱えた子供たちへの丁寧な指導・支援を行っていくための教員・支援スタッフの増員等、学校の指導・運営体制の充実について、一体的に進める必要があります。

よって、政府におかれては、教職員の長時間勤務の状況の更なる改善を進め、教職員の意欲や能力が最大限発揮できるような勤務環境を整備し、子供の権利を最大限に尊重する立場で、一人一人の子供たちの健やかな成長と学びが保障されるような教育現場が実現できるように、長時間労働是正・給特法の改正を含む処遇改善・創造性豊かな教育活動を実現する教職員定数の改善など、教職員の労働環境の改善・充実を速やかに実施されるよう要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和     年     月     日

議 長 名

内 閣 総 理 大 臣 } 宛（各通）  
文 部 科 学 大 臣 }

○田中敦朗議長 別に発言の通告がありませんので、これより採決いたします。  
本案に対し賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中敦朗議長 起立少数。  
よって、本案は「否決」されました。

○田中敦朗議長 次に、日程第211 発議第27号「パレスチナ情勢に関する意見書について」を議題といたします。  
〔議題となった案件〕

発議第27号

パレスチナ情勢に関する意見書について

熊本市議会会議規則第13条第1項の規定により意見書を次のとおり提出する。

令和5年12月20日提出

|         |         |
|---------|---------|
| 熊本市議会議員 | 西 岡 誠 也 |
| 同       | 村 上 博   |
| 同       | 上 田 芳 裕 |
| 同       | 田 上 辰 也 |
| 同       | 山 内 勝 志 |
| 同       | 吉 村 健 治 |
| 同       | 島 津 哲 也 |

熊本市議会議長 田 中 敦 朗 様

意 見 書 （案）

深刻化するパレスチナ情勢に対し、停戦及び人道支援実施を働きかけるため、所要の施策を講じられるよう要望いたします。

（理 由）

10月7日、ハマス等パレスチナ武装勢力がガザ地区からイスラエルに向けて多数のロケット弾を発射し、イスラエル領内に越境攻撃を行い、多数の死傷者が発生する等、罪のない一般市民に多大な被害が発生しました。さらに、一般市民を含む多数の方々がハマス等パレスチナ武装勢力により誘拐され、いまだ多くの人質が解放されないまま、「人間の盾」や交渉の道具として利用されています。

イスラエルは、これらの攻撃に対して、ガザ地区への電力・燃料・物資等を封鎖し、さらにはガザ地区への空爆や侵攻を開始しました。多くの子供たちも犠牲となる深刻な人道危機が発生しています。グテーレス国連事務総長は、安全保障理事会で、イスラエル軍が100万人以上の人々に対して避難所も食料も水も医薬品も燃料もないガザ南部に避難するよう命じ、その上で南部を爆撃し続けることは、民間人の保護に反すると非難し、「ガザ地区で見られる明白な国際人道法違反を深く憂慮している」と発言しました。いかなる理由があろうとも全ての紛争当事者は国際人道法を厳守すべきです。

国連総会の緊急特別会合は、10月27日に「人道的休戦」を求める決議を賛成121か国で採択し、安全保障理事会は、11月15日に「人道的休止」を求める決議を採択しました。しかし、採択後も戦闘は続いており、日本政府は、決議が履行されるよう関係国や当事者に働きかけていく必要があります。

よって、政府におかれては、下記の事項について取り組まれるよう強く要望いたします。

記

- 1 ハマス等パレスチナ武装勢力に対し、文民への攻撃や誘拐を非難し、人質の解放を求め、イスラエルに対しては、安保理決議を履行し、即刻十分な日数の停戦と十分な人道回廊の確保を求めること。
- 2 全ての紛争当事者に対し、国際人道法をはじめとする国際法の遵守を求め、国際法違反の行動は直ちに停止するよう求めること。
- 3 イスラエルや中東諸国との日本独自の関係をいかして、停戦及び人道支援の実施に向けて、国際社会やG7での議論や動きをリードすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和 年 月 日

議 長 名

内 閣 総 理 大 臣 } 宛（各通）  
外 務 大 臣 }

○田中敦朗議長 別に質疑の通告がありませんので、これより討論を行います。

井芹栄次議員より討論の通告が提出されておりますので、発言を許します。井芹栄次議員。

〔16番 井芹栄次議員 登壇〕

○井芹栄次議員 日本共産党市議団の井芹栄次です。

発議第27号「パレスチナ情勢に関する意見書について」、賛成討論を行います。

国連総会の緊急特別会合は、12月12日、ガザの破局的事態を回避するため、即時の人道的停戦を要求する決議を賛成153、全加盟国の8割という圧倒的多数の賛成で採

択しました。反対は、米国やイスラエルなど10か国であり、その孤立ぶりが際立っています。今回は日本政府も賛成しました。国連総会での決議の採択は、ガザ危機の人道的、理性的解決を求める世界の世論と運動の結果です。停戦実現に向けた重要な一歩として、心から歓迎します。

この国連決議に基づき、即時停戦と人道支援の実施を緊急に働きかけることを求めます。イスラエル軍がパレスチナ自治区ガザへの攻撃を拡大し、民間人の犠牲が急増しています。イスラエルは住民に地区北部からの撤退を強要しながら、南部への攻撃も強め、主要都市ハンユニスに地上部隊を侵攻させました。住民はどこにも逃げ場がない状況に追い込まれています。

国連によると、ガザの人口の8割に当たる約180万人が避難を余儀なくされています。ジェノサイド条約が固く禁じている集団殺害を絶対に許してはなりません。イスラエル軍とイスラム組織ハマスとの戦闘が激化した10月7日以降の2か月で、パレスチナ側の死者は1万6,000人を超えました。イスラエル側の死者の10倍以上です。ガザの死者のうち、こどもは7,000人以上です。電気が止められ、保育器に入れられたまま亡くなった乳児の映像は正視できません。

ジェノサイドは民族、人種などの集団の抹殺を狙って殺害したり危害を加えたりする行為です。ガザ地区では既に多くのパレスチナ人が殺され、全員が命を脅かされています。ジェノサイドが現実の危険として迫っています。イスラエルは、ハマスの攻撃からの自衛を主張していますが、国際法も幾重にも踏みにじる蛮行は正当化できません。文民への武力攻撃は、戦時国際法のジュネーブ諸条約などで禁じられています。病院、学校や難民キャンプへの攻撃は明白な違法行為です。

ガザ地区は1967年の第三次中東戦争でイスラエル軍が占領した地域の一つです。2005年に軍を撤退させたものの、イスラエルは包囲を続けています。全占領地からの撤退を求めた国連安全保障理事会決議も、イスラエルは受け入れていません。占領地であることに変わりはありません。占領国には、ジュネーブ第4条約文民保護条例で住民保護が義務づけられています。食料や医薬品の十分な供給、こどもや妊娠中の女性の保護も占領国の責務です。イスラエルはこれらをことごとくじゅうりんしています。

同条約は、占領地の住民を他国に追放することをいかなる理由でも禁止しています。ガザ地区全域に攻撃を拡大して住民を追い出すことは重大な戦争犯罪です。イスラエルのネタニヤフ首相は、戦闘終結後、ガザに軍を駐留させて支配することまで公言しています。イスラエルはガザ攻撃を直ちに中止しなければなりません。ハマスも捕虜を直ちに解放しなければなりません。イスラエルとハマスは即時停戦のための交渉のテーブルに着くべきです。少なくとも、人道的休戦を求めた国連総会決議を遵守した行動を取る必要があります。

日本政府は、米国が支援するイスラエルに物を言えない情けない態度を改めて、病院攻撃など国際法違反の行為を直ちにやめるよう求めるべきです。ガザでは、刻一刻

と失われる命が増えています。「イスラエルはガザ攻撃をやめよ、即時停戦を」の声を国際社会でどれだけ広げられるかが今決定的です。

以上、意見書について議員各位が御賛同いただきますようお願い申し上げまして、討論といたします。

○田中敦朗議長 以上で討論は終わりました。

それでは採決いたします。

本案に対し、賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中敦朗議長 起立少数。

よって、本案は「否決」されました。

○田中敦朗議長 次に、日程第212「議員派遣の件」を議題といたします。

〔議題となった案件〕

#### 議員派遣の件

令和5年12月20日

地方自治法第100条第13項及び熊本市議会会議規則第148条の規定により次のとおり議員を派遣する。

#### 記

- |         |                                                          |
|---------|----------------------------------------------------------|
| （１）派遣目的 | 半導体関連企業の熊本進出に伴う行政課題を調査するとともに、台湾との友好関係を構築し、今後の更なる交流を深めるため |
| （２）派遣場所 | 台南市、高雄市、新竹市                                              |
| （３）派遣期間 | 令和6年1月29日（月）～2月2日（金）                                     |
| （４）派遣議員 | 小佐井賀瑞宜、平江透、吉村健治、三森至加                                     |

○田中敦朗議長 それでは採決いたします。

お手元に配付のとおり議員を派遣することに、賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中敦朗議長 起立多数。

よって、本件のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合には本職に一任を願いたいと思いますが、これに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成者起立〕

○田中敦朗議長 起立多数。

よって、変更する場合には本職に一任することに決定いたしました。

---

○田中敦朗議長 以上で第4回定例会の議事は全部終了いたしました。

---

○田中敦朗議長 令和5年第4回定例会を閉会するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、21日間の会期を通じ、210余の案件について終始熱心に御議論をいただき、本日ここに閉会の運びとなりました。これはひとえに議員各位の御協力のたまものと深く感謝を申し上げます。

さて、この一年を顧みますと、5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症へと移行し、社会経済活動は活発化しましたが、円安・物価高騰が市民生活に大きな影響を与え、先行きが不透明になっている状況です。

そのような中、スポーツ界においては、メジャーでの大谷翔平選手の活躍、本市出身の村上宗隆選手の活躍によるWBC優勝、ラグビーワールドカップでの躍動など、国民を勇気づけてくれることが多々ありました。

また、世界マスターズ水泳選手権、バドミントンスーパー500などの素晴らしい大会が本市で開催され、一流のプレーに多くの市民が沸きました。何より、サッカー天皇杯でJ2ロアッソ熊本がジャイアントキリングを何度も果たし、初の準決勝進出を実現してくれたことは、市民に大きな感動を与えてくれました。

本市においては、熊本城マラソンが3年ぶり、火の国まつりと江津湖花火大会が4年ぶりに開催され、市民の皆さんの笑顔あふれる様子を目にして、うれしさとともに、コロナ禍を乗り越えるためにみんなで力を合わせた日々が心に浮かび、万感の思いがこみ上げてまいりました。

一方、私たち議員にとりましては、市民の審判を仰ぎ、新たに74万市民の信託を受け、スタートを切った節目の年でありました。選挙の投票率は40.09%、前回選挙を1.57ポイント下回り、過去最低を更新する結果となってしまいました。これは大変ゆゆしき事態であり、これを改善させていかなくってはなりません。

歯止めをかけるために、就任挨拶で申し上げました開かれた身近な議会の実現に向けて、ここにおられる皆様方の御協力をいただき、多くのことを推進することができました。インスタグラムの開設、前期に引き続き高校生との意見交換会の実施、議会DXの推進、来年早々には高校生議会も実現する運びとなりました。御理解いただいたことに心から感謝申し上げますとともに、さらなる前進をするための後押しをお願いいたします。

来るべき新年のえとはたつ年ではありますが、市民の皆様と市政にとって、活みなぎる昇り竜のような飛躍の年となりますよう、議会と執行部が英知を結集し、さらなる市政発展と市民福祉の向上になお一層邁進すべく、決意を新たにいたす次第であります。

本年も余すところ僅かとなってまいりましたが、皆様方におかれましては、御自愛の上、輝かしい新年をお迎えくださいますように心から御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。この一年大変お世話になりました。

〔大西一史市長 登壇〕

○大西一史市長 令和5年第4回定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、今会期中、令和5年度補正予算案並びに条例案をはじめ、各号議案につきまして慎重な御審議の上、議決いただきましたことに、まずもって感謝申し上げます。本会議、そして各委員会の御審議の中で承りました御意見、御指摘を踏まえ、今後市政運営に取り組んでまいります。

改めまして今年一年を振り返りますと、先ほど田中議長からも御挨拶ありましたとおり、長引くコロナ禍から市民生活も徐々に日常を取り戻し、3年ぶりの開催となりました熊本城マラソンや4年ぶりの開催となりました火の国まつり、江津湖花火大会に加えまして、国際大会であります世界マスターズ水泳選手権2023九州大会やバドミントン熊本マスターズジャパンを開催するなど、コロナ禍からの脱却に向け、様々な事業を進めることができました。これもひとえに議員各位をはじめ市民や関係者の皆様方の御理解と御協力のたまものであり、この場をお借りしまして心から感謝申し上げる次第です。

さて、原油価格の高騰や円安等の影響による急激な物価上昇の進行など、市民生活への影響や地域経済の見通しはいまだ不透明な状況でありますことから、引き続き市民の皆様方の生命と暮らしを守るため、本市が直面する課題に対して、国や県をはじめとした関係機関と連携し、取り組んでまいります。

また、本年4月には新たにこども局を創設し、今月から実施をしておりますこども医療費助成制度の拡充をはじめ、こどもを中心とした施策に取り組むとともに、秋に周年事業としてエクサンプロヴァンス市とハイデルベルク市を訪問した際には、予期せぬ妊娠に悩む方への支援体制や内密出産、匿名出産の実施状況、母子の権利を保障する仕組みなどについて情報交換を行ってまいりました。

さらに、このたびのP S M Cの熊本進出を千載一遇のチャンスと捉え、半導体関連産業の集積を見据えた戦略的な企業誘致を進めるなど、インバウンドの誘致やにぎわいの創出等にも取り組んできたところです。

来るべき新年は、新たに策定いたします熊本市第8次総合計画に基づくまちづくりがスタートする大変重要な年であります。P S M Cの熊本進出を契機とした官民連携による産業用地の整備のほか、10分・20分構想をはじめとする広域交通ネットワークの早期実現、さらにはこどもを核としたまちづくりを強力に推進するなど、「誰もが憧れる上質な生活都市くまもと」の実現に向け、全力で取り組んでまいり所存です。

議員各位におかれましては、引き続き大所高所からの御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、本年を通じ賜りました議長はじめ議員各位の御厚情に対し、重ねて感謝申

申し上げますとともに、議員各位には御健勝のうちによき新年を迎えられますよう心から祈念申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。大変お世話になりました。ありがとうございました。

---

○田中敦朗議長 では、これもちまして第4回定例会を閉会いたします。

午前11時24分 閉会



○本日の会議に付した事件

一、議事日程のとおり

令和5年12月20日

出席議員 48名

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 田 中 敦 朗 | 2 番  | 大 寫 澄 雄 |
| 3 番  | 村 上 磨   | 4 番  | 瀨 尾 誠 一 |
| 5 番  | 菊 地 渚 沙 | 6 番  | 山 中 惣一郎 |
| 7 番  | 井 坂 隆 寛 | 8 番  | 木 庭 功 二 |
| 9 番  | 村 上 誠 也 | 10 番 | 古 川 智 子 |
| 11 番 | 荒 川 慎太郎 | 12 番 | 松 本 幸 隆 |
| 13 番 | 中 川 栄一郎 | 14 番 | 松 川 善 範 |
| 15 番 | 筑 紫 るみ子 | 16 番 | 井 芹 栄 次 |
| 17 番 | 島 津 哲 也 | 18 番 | 吉 田 健 一 |
| 19 番 | 齊 藤 博   | 20 番 | 田 島 幸 治 |
| 21 番 | 日 隈 忍   | 22 番 | 山 本 浩 之 |
| 23 番 | 北 川 哉   | 24 番 | 平 江 透   |
| 25 番 | 吉 村 健 治 | 26 番 | 山 内 勝 志 |
| 27 番 | 伊 藤 和 仁 | 28 番 | 高 瀬 千鶴子 |
| 29 番 | 小佐井 賀瑞宜 | 30 番 | 寺 本 義 勝 |
| 31 番 | 高 本 一 臣 | 32 番 | 西 岡 誠 也 |
| 33 番 | 田 上 辰 也 | 34 番 | 三 森 至 加 |
| 35 番 | 浜 田 大 介 | 36 番 | 井 本 正 広 |
| 37 番 | 大 石 浩 文 | 38 番 | 田 中 誠 一 |
| 39 番 | 坂 田 誠 二 | 40 番 | 落 水 清 弘 |
| 41 番 | 紫 垣 正 仁 | 43 番 | 澤 田 昌 作 |
| 44 番 | 満 永 寿 博 | 45 番 | 藤 山 英 美 |
| 46 番 | 田 尻 善 裕 | 47 番 | 上 野 美恵子 |
| 48 番 | 上 田 芳 裕 | 49 番 | 村 上 博   |

説明のため出席した者

|         |         |                  |         |
|---------|---------|------------------|---------|
| 市 長     | 大 西 一 史 | 副 市 長            | 深 水 政 彦 |
| 副 市 長   | 中垣内 隆 久 | 政 策 局 長          | 田 中 俊 実 |
| 総 務 局 長 | 宮 崎 裕 章 | 財 政 局 長          | 三 島 健 一 |
| 文化市民局長  | 金 山 武 史 | 健康福祉局長           | 津 田 善 幸 |
| こども局長   | 木 櫛 謙 治 | 環 境 局 長          | 早 野 貴 志 |
| 経済観光局長  | 村 上 和 美 | 農 水 局 長          | 大 塚 裕 一 |
| 都市建設局長  | 井 芹 和 哉 | 消 防 局 長          | 福 田 和 幸 |
| 交通事業管理者 | 古 庄 修 治 | 上下水道事業者<br>管 理 者 | 田 中 陽 礼 |
| 教 育 長   | 遠 藤 洋 路 | 中 央 区 長          | 岡 村 公 輝 |
| 東 区 長   | 本 田 昌 浩 | 西 区 長            | 河 本 英 典 |
| 南 区 長   | 本 田 正 文 | 北 区 長            | 中 川 和 徳 |

職務のため出席した議会局職員

|         |         |        |         |
|---------|---------|--------|---------|
| 局 長     | 江 幸 博   | 次 長    | 中 村 清 香 |
| 議 事 課 長 | 池 福 史 弘 | 政策調査課長 | 上 野 公 一 |